

○京都文教大学研究活動不正防止・管理規程

(目的)

第1条 この規程は、京都文教大学(以下「本学」という。)における研究活動の不正行為の予防及び発生した場合の対処のための適切な仕組みを設けることにより、本学の研究倫理の保持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動の不正行為」とは、発表された研究成果の中に示されたデータ、情報又は調査結果等の捏造と改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiership及び研究費の不正使用をいう。ただし、根拠が示されて故意によるものではないと明らかにされたものは不正行為には当たらない。

2 捏造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること、又はこれら作成したものを記録したり報告又は論文等に利用したりすることをいう。

3 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものにしたり、それを記録すること、又はそのような真正でない変更・変造したデータ・結果等を用いて研究の報告、論文等を作成・発表することをいう。

4 盗用とは、他の研究者のアイディア、研究過程、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。

5 二重投稿とは、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。

6 不適切なオーサiershipとは論文著作者が適正に公表されないことをいう。

7 研究費の不正使用とは、虚偽の請求によって資金を引き出して、他の目的に流用したり、プールすることなどであり、法令及び研究費を配分又は負担した機関(以下「資金配分機関」という。)の定める規定等及び学内規則等に違反して経費を使用することをいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学における研究活動のコンプライアンス推進並びに研究活動の不正行為への対応等に関する統括者として「最高管理責任者」を置き、学長がその任にあたる。

(統括管理責任者・研究倫理教育責任者)

第4条 最高管理責任者の命を受けて、本学における研究活動のコンプライアンス推進並びに研究活動の不正行為への対応等について、機関全体を統括する実質的な権限と責任を持つ統括管理責任者として副学長並びに学部長がその任にあたる。

2 統括管理責任者は、あわせて本学における研究活動上の不正行為を抑止する環境整備のため、研究倫理教育責任者を兼ねるものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 本学における研究活動のコンプライアンス推進並びに研究活動の不正行為への対応等について、部局における実質的な権限と責任を持つコンプライアンス推進責任者として学科長、研究科長、附置機関の長及び事務局長がその任にあたる。

(責任者の公表)

第6条 最高管理責任者、統括管理責任者、研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者の氏名は公表するものとする。

(告発等の受付窓口)

第7条 研究活動の不正行為に関する告発等を受け付ける窓口は、総務部総務課とし、窓口の詳細はホームページで公表する。

(告発等を受理した後の対応等について)

第 8 条 研究活動の不正行為に関する告発等を受け付けた後の対応等に関しては別途規程を定めるものとする。

(公的研究費の執行に係る相談窓口)

第 9 条 学内外の公的研究資金の機関内外からの相談窓口を置き、学長室研究支援オフィスがその任にあたる。

(公的研究費の執行に係る意識向上)

第 10 条 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による研究費管理への協力が不可欠であることを研究者が理解するよう、意識向上のための研修等を実施する。

2 事務職員が専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を適切に支援する立場にあることを理解するよう、意識向上のための研修等を実施する。

(懲戒に関する規程の整備及び運用)

第 11 条 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等は「学校法人京都文教学園就業規則」に定めるところによる。

(不正発生要因の把握と防止対応計画)

第 12 条 不正を発生させる要因がどのような形で存在するのか、機関全体の状況を体系的に整理した評価を行い、具体的な防止対応計画を別途策定する。

(防止対応計画の実施)

第 13 条 全学的観点から防止対応計画の実施を推進する部署として学長室研究支援オフィスを当て、担当者として研究支援オフィス課長をその任にあてる。

2 最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら防止対応計画の進捗管理に努めるものとする。

(適正な執行・予算管理)

第 14 条 学内外の研究資金の適正執行・予算執行にあたり、以下の諸点を特に留意する。

- (1) 予算執行状況を検証し、実態と合致したものかを確認する。
 - (2) 予算執行が当初計画に比して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
 - (3) 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握する。
 - (4) 不正な取引は発注者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。
 - (5) 発注・検収業務に関して当事者以外のチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。
 - (6) 納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況確認等の研究費管理体制の整備に係る取り組み方針を明確に定める。
 - (7) 不正な取引に関与した業者には取引停止等の処分を行う。
 - (8) 研究者の出張計画の実行状況等を部局等の事務で把握できる体制とする。
- 2 本学における公的研究資金の執行に関する基本方針等を明示した手引きを別途定める。

(情報伝達を確保する体制の確立)

第 15 条 不正に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築する。

2 本学の定める倫理規程、加えて公的研究資金の執行ルールに対する理解が研究者及び事務職員の中で進むよう、適宜学内における学習会を実施することとする。

3 研究活動の不正行為防止への取り組みに係る基本方針及び意思決定手続きを外部に公表する。

(モニタリング)

第 16 条 公的研究資金等の適正な管理のため、研究機関全体の視点から監査制度を整備する。

2 内部監査は、会計書類の形式的要件のチェックのほか、組織風土の実態把握、体制の不備の検証についても実施する。

3 第 13 条の防止対応計画推進部署との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。

4 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置づけ、必要な権限を付与する。

5 内部監査と監事監査及び公認会計士監査との連携を強化する。

(所管)

第 17 条 この規程に関する事務は、学長室研究支援オフィスが行う。

(改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、教授会及び大学運営会議の審議を経て、学長の意向を受けて理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 4 月 1 日改正(第 3 条・第 4 条・第 5 条・第 6 条・第 9 条・第 13 条・第 16 条・第 17 条)

平成 28 年 4 月 1 日改正(第 2 条・第 7 条・第 14 条)

平成 29 年 4 月 1 日改正(第 9 条・第 13 条)

平成 30 年 4 月 1 日改正(第 17 条新設、第 18 条条変更)